

障がい児通所支援事業所 御中

半田市子育て支援課長 伊藤 奈美

強度行動障害児支援加算に係る半田市の対応について

みだしのことについて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定で新設された強度行動障害児支援加算の算定対象となる障がい児については、厚生労働省告示第109号（平成30年3月22日）に規定された調査項目を用いて、市町村が認定することとなっております。

これに伴い、半田市の対応を下記のとおり定めましたので、貴所におかれては適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 貴所が強度行動障害児支援加算に伴う支援の提供を検討する場合は、対象児の計画を担当する相談支援事業者と支援の必要性を相互に確認のうえ、保護者に「強度行動障害児支援加算に係る認定調査申請書」の提出を促してください。（提出先：半田市子育て支援課）
- 「強度行動障害児支援加算に係る認定調査申請書」で「強度行動障害児支援加算に伴う支援を提供する予定の事業所」とした事業所の中で、原則として最も利用日数が多い事業所を、半田市職員が訪問します。
- 事業所職員の立会いのもと、対象児の活動の様子を確認し、「強度行動障害児支援加算に係る調査項目」の記入にご協力いただきます。
- 行動障がいを有する児童として認定した場合、受給者証にその旨記載します。
- 認定の有効期間は受給者証の有効期間と同一のものとし、誕生月の更新時に認定調査の申請がなかった場合は、過去の認定結果は消滅しますので、ご注意ください。
- 今後、誕生月の更新に合わせ、更新案内文にも「強度行動障害児支援加算に係る認定調査申請書」を同封します。
- また、新規に申請する場合等は、貴所が半田市のホームページから「強度行動障害児支援加算に係る認定調査申請書」をダウンロードし、保護者に提出するよう促してください。

■問い合わせ先■

半田市子育て支援課 家庭相談担当（内藤、田中、三浦）

電話：0569-84-0657

メール：kosodateshien@city.handa.lg.jp